

ID: 26

担当部署: 税務財政課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	聖籠町督促手数料及び延滞金徴収条例 第3条第1項		
例規番号	昭和42年 条例第20号		
<p>【根拠条文】 (延滞金の徴収等) 第三条 前条第一項の督促状を発した場合においては、当該歳入にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該歳入金額につき年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文、第3条の2及び第4条の規定による。 (延滞金の割合の特例) 第三条の二 当分の間、前条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、この規定にかかわらず、前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に四パーセントの割合を加算した割合が七・三パーセントを下回る場合は、当該下回る割合(当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。 第四条 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に千円未満の端数があるとき、又はその納付金額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 2 延滞金の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日